

## 第2節 計画理念・施策展開の視点・重点的取組

### 1 計画の理念

本計画では、高齢者を取り巻く現状と都のこれまでの取組を踏まえ、以下の理念を掲げます。

#### 「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現

人生の最期の瞬間まで、身体的、精神的及び社会的に自立して、自分の人生を自分で決定し、周囲からも個人として尊重され、その人らしく暮らしていくということは、誰もが願うことです。

そのためには、行政のみならず、都民、民間事業者も主体的にその役割を果たし、社会全体で、「高齢者の自立と尊厳を支える社会」を構築していくことが重要です。

#### 「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現

たとえ要介護状態になったときでも、できる限り自宅で生活を続けることを多くの人が願っています。

住み慣れた地域で暮らし続けるために、在宅サービスを充実するなど、介護基盤の充実とともに、高齢者が地域の担い手として活躍し、支え合う社会を実現することが重要です。

#### 確かな「安心」を次世代に継承

時代の大きな転換点にあり、社会全体が変革の最中にある今、現役世代が将来高齢期を迎えたときにも、個人の自立と尊厳が保持される社会であり続けることが、都民の不安の払拭へつながります。

そのために、都は、都民の生活をしっかりと支える福祉保健施策を展開し、その「安心」を次世代に継承していきます。

## 2 施策展開の視点

本計画の展開に当たって、以下の4つの視点を掲げます。

### 地域における安心な生活の確保

区市町村が設置する地域包括支援センターを中心にして、地域での高齢者の生活全般にわたる包括的な支援の仕組みを確立します。

認知症の人の増加を踏まえ、支援の充実を図ります。誰もが住み慣れた地域で暮らせるように高齢者の多様なニーズに対応した住まいの確保を支援するとともに、安全で安心できる生活を確保するための仕組みの整備を強化します。

### 介護サービス基盤の整備と質の向上

在宅サービスの充実を図るとともに、広域的な観点から必要な施設サービスを確保していきます。

また、介護人材の安定した確保・定着について総合的に取り組むとともに、人材の育成を図るなど、質の高いサービスの提供を確保します。

さらに、施設サービスについては、居住環境の改善を引き続き推進します。

### 介護保険制度の円滑・適正な運営

介護保険制度を将来にわたり健全かつ安定的なものとするため、保険者である区市町村を支援していきます。

また、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適切化及び事業者のサービス提供体制等の適正化を推進します。

### 多様な社会参加の促進

「地域の重要な担い手」として、元気で意欲的な高齢者が自主的にかつ継続して活躍できるよう、環境整備や仕組みづくりを進めます。

一層多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した社会参加や社会貢献、就労・起業などの活動を支援します。

また、こうした活動の基盤となる移動手段の確保や、高齢者をはじめ誰にでもやさしいまちづくりを推進します。

### 3 重点的取組

第4期（平成21年度～23年度）において、以下の5つの分野について、重点的に取り組んでいきます。

#### （1）地域ケアの総合的な推進

～要介護状態になっても地域で暮らし続けるために～

##### 【主な取組】

- 医療機関を退院した高齢者が、安心して在宅療養できるよう、地域包括支援センター内に地域連携推進員（仮称）を配置することによる個別支援ネットワーク形成を検証する試行事業を行います。  
また、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 高齢者の在宅生活の継続を支援するため、通所介護事業所の利活用などの試行事業を通じ、利用者の個別ニーズに柔軟に対応する新たなサービスを検討します。
- 高齢者が要介護状態になっても24時間安心して暮らすことができるよう医療・介護サービスを連携させた高齢者専用賃貸住宅の普及促進を図ります。

#### （2）認知症対策の総合的推進

～認知症になっても安心して暮らせる東京を目指して～

##### 【主な取組】

- 認知症の人と家族を地域で支えるため、認知症の人を支える人材や社会資源のネットワーク構築などの取組を支援します。
- かかりつけ医を中心とした地域の医療支援体制の強化を図ります。
- 若年性認知症の人と家族に対する支援策を検討・検証します。

### (3) 介護サービスの基盤整備

～住み慣れた自宅や身近な地域で安心して暮らし続けるために～

#### 【主な取組】

- 在宅での生活が困難な高齢者の生活の場である特別養護老人ホーム、在宅生活への復帰を目指してリハビリ等を行う介護老人保健施設等の整備を促進します。
- 認知症高齢者グループホームの定員を6,200人に増員します。
- 地域密着型サービスの整備について、区市町村を支援します。

### (4) 介護人材対策の推進

～質の高い介護サービスを安定的に提供するために～

#### 【主な取組】

- 介護人材の安定した確保・定着及び育成に向け、普及啓発、事業者の採用支援、職場改善、多様な人材の採用支援など、総合的な取組を進め、平成23年度までに都内で8,400人の育成・確保を支援します。
- 職場リーダー等を対象とする研修を実施し、介護従事者の定着に向けた取組を支援します。
- 介護保険施設等の介護従事者の資格取得や職員定着に向けた施設独自の取組を支援します。

### (5) 高齢者が主体となって行う地域活動・支え合い

～「支えられる存在」から「社会を活性化する存在」へ～

#### 【主な取組】

- 町会等の地域の方が在宅の高齢者を直接訪問して、その方の状況や福祉ニーズ等を把握し、日常の見守りや支援等につなげる仕組みづくりを進めます。
- 元気な高齢者が介護、子育て、環境などの社会的課題解決の担い手として活躍できるように、地域の活動等を紹介する情報発信サイトを構築します。
- 団塊の世代等が、企業の社会貢献活動を契機として地域活動に取り組めるような仕組みをつくり、地域の活性化を加速します。

### 第3節 圏域の設定

都は、福祉サービス及び保健医療サービスの一体化・総合化を図る観点から、介護保険施設等の適正配置の目安となる老人福祉圏域を、二次保健医療圏<sup>1</sup>に一致させて設定しています。



島しょ圏域



| 圏域名   | 構成区市町村                                  |
|-------|-----------------------------------------|
| 区中央部  | 千代田区 中央区 港区 文京区 台東区                     |
| 区南部   | 品川区 大田区                                 |
| 区西南部  | 目黒区 世田谷区 渋谷区                            |
| 区西部   | 新宿区 中野区 杉並区                             |
| 区西北部  | 豊島区 北区 板橋区 練馬区                          |
| 区東北部  | 荒川区 足立区 葛飾区                             |
| 区東部   | 墨田区 江東区 江戸川区                            |
| 西多摩   | 青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町     |
| 南多摩   | 八王子市 町田市 日野市 多摩市 稲城市                    |
| 北多摩西部 | 立川市 昭島市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市             |
| 北多摩南部 | 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 狛江市               |
| 北多摩北部 | 小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市                 |
| 島しょ   | 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村 |

<sup>1</sup> 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、原則として特殊な医療を除く一般の医療ニーズに対応するために設定する区域で、入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく上での圏域であり、その整備を図るための地域的単位である。

また、医療法第30条の4第2項第10号の規定により、主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として設定する医療計画上の区域でもある。